

## 工事妨害又は不当要求に対する措置に関する特約

(建設工事中)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(工事妨害又は不当要求に対する措置)

第2条 契約の相手方(以下「乙」という。)は、工事の施工に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに鎌ヶ谷市(以下「甲」という。)に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 乙の下請業者が暴力団等から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第3条 甲は、乙が前条に違反した場合は、鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程(平成15年4月1日施行)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。乙の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

## 工事妨害又は不当要求に対する措置に関する特約

(業務委託用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第2条 契約の相手方(以下「乙」という。)は、工事の施工に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに鎌ヶ谷市(以下「甲」という。)に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第3条 甲は、乙が前条に違反した場合は、鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程(平成15年4月1日施行)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。